

「理由」

我組合ノ規約ハ從來ハ自然發生的性質ヨリシテ幾多ノ缺陷ヲ有シ
テキル

我々ハ組合運動ノ方向轉換ニヨリ組合ガ新シキ機能ヲ附與サレタ
ル場合此處ニ組織ノ改正ヲ必要トスル

改正ノ要點

(一)組織範囲ノ擴大

運動方針ニヨリ規定サレタル所ニ從ヒ我組合ノ組織對象ハ從來
ノ電氣労働者（ソレモ主トシテ大阪電氣局電氣從業員ニ止ル）
ヨリ更ニ擴大シ大阪市内外ノ公共事業從業員ニマデ擴大セシコ
ト

(二)工場分會制度ノ採用

從來ノ組織ノ基本單位トシテノ地域支部制度ヲ廢シ我々ノ戰場
トシテノ工場ヲ之レニ代ヘタルコト